

改正概要

- ▶ 特別養護老人ホーム（以下「**特養**」という。）1室当たりの**定員基準**を、**一定の要件を満たす場合に限り**現行2人以内を4人以内とすることを認める。

施行日

公布の日（R7.7.1）から施行する

改正の背景等

現行の基準

- ▶ 国基準（平成24年4月1日施行）では、入所者の生活環境の向上の観点から、特養の1室当たりの定員は**2人以内**とされた。（それまでは**4人以内**。）
- ▶ 本県は、施設基準を定める条例（以下「**基準条例**」という。）を平成25年1月施行。（国と同じ内容の基準）
- ▶ 経過措置により、基準条例施行時に現に存する特養の定員は1室当たり**4人**以内で良いが、基準条例施行後に当該特養の**増築、又は建替え**を行う場合は1室当たり**2人以内**とする必要がある。

居室整備（定員）の望ましい在り方に関する市町村意見

- ▶ 保険者（市町村）意見（令和6年10月アンケート実施）
ユニット型個室が望ましいと回答した市町村が最も多く12保険者
- ▶ 一方で、6保険者が、現在4人部屋を持つ施設の老朽化等による建替え時に必要な定員数が確保できない可能性があるため、選択肢として4人部屋が望ましいと回答

県の考え方

- ▶ 特養の居室定員は、今後の利用者見込みや国のユニット化推進の方向性、プライバシー確保の観点から、原則として**2人以内**とする考え方を**維持**する。

▶ 一方で、既存の3・4人部屋を持つ特養が建替え時に居室の定員数を削減すると、**利用者へのサービスが確保できなくなる恐れ**があるとの保険者意見がある。

- ▶ このため、**基準条例施行時に現に存する3・4人部屋を持つ特養の建替えに一定の配慮**が必要。

限定的基準緩和



厳格要件の設定

条例改正の内容（限定的基準緩和 + 当該緩和に係る厳格要件）

- ▶ 当分の間の措置として、基準条例施行時に現に存する特養の**建替え**（次の**3つの特認要件を満たす場合に限り**。）について、居室定員を4人までとすることを認める。
 - ① **多床室（3・4人部屋）の整備によらなければ施設全体の定員の減少その他の入所者へのサービスの提供上の支障***が生ずること。※（例）入所希望者が入所できない、現在の入所者が退所せざるを得ないなど
 - ② **市町村長から、多床室の整備によることが必要であることの具体的な理由を記載した意見書（市町村老人福祉計画等策定に係る委員会等での議論を踏まえたもの）**が提出されること。
 - ③ 当該建替えに係る多床室の整備に当たって、可動壁等によりベッドの間を仕切ることその他の入所者の**プライバシーへの配慮にかか**る措置*がなされること。※個室的なしつらえとなるよう工夫するなど